

千葉県火薬類取締法施行細則（千葉県規則昭和三十九年第四十六号）に関する資料

改正後	改正前
<p>千葉県火薬類取締法施行細則 昭和三十九年七月十四日 規則第四十六号</p>	<p>千葉県火薬類取締法施行細則 昭和三十九年七月十四日 規則第四十六号</p>
<p>改正 昭和五三年 四月 一日規則第平成 二年 二月 三日規則第 一八号 三三号 平成 二年 三月 四日規則第平成 七年 三月 八日規則第 二三号 三四号</p>	<p>改正 昭和五三年 四月 一日規則第平成 二年 二月 三日規則第 一八号 三三号 平成 二年 三月 四日規則第平成 七年 三月 八日規則第 二三号 三四号</p>
<p>千葉県火薬類取締法施行細則 (趣旨) 第一条 この規則は、火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号。以下「法」という。)の施行について、火薬類取締法施行令(昭和二十五年政令第百二十三号。以下「政令」という。)及び火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号。以下「省令」という。)に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。 (火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請) 第二条 省令第十五条の規定により火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示を受けようとする者は、火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書(別記第一号様式)に付近見取図、貯蔵場所の構造及び設備の明細書を添付して知事に提出しなければならない。 一部改正〔平成二年規則三三号〕 (貯蔵火薬類等変更届) 第三条 省令第八十一条の十四の表第七号に掲げる届出書は、貯蔵火薬類等変更届(別記第二号様式)とする。 一部改正〔平成二年規則二三号〕 (火薬庫承継届の添付書類) 第四条 省令第十四条の二の火薬庫承継届には、前所有者の火薬庫譲渡証又は契約書の写しを添付しなければならない。 (営業の廃止届) 第五条 法第十六条の規定による営業の全部又は一部の廃止の届は、営業の一部廃止届(別記第三号様式)により行つものとする。 一部改正〔平成七年規則三四号〕 (譲渡許可証等の継続交付)</p>	<p>千葉県火薬類取締法施行細則 (趣旨) 第一条 この規則は、火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号。以下「法」という。)の施行について、火薬類取締法施行令(昭和二十五年政令第百二十三号。以下「政令」という。)及び火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号。以下「省令」という。)に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。 (火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請) 第二条 省令第十五条の規定により火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示を受けようとする者は、火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書(別記第一号様式)に付近見取図、貯蔵場所の構造及び設備の明細書を添付して知事に提出しなければならない。 一部改正〔平成二年規則三三号〕 (貯蔵火薬類等変更届) 第三条 省令第八十一条の十四の表第七号に掲げる届出書は、貯蔵火薬類等変更届(別記第二号様式)とする。 一部改正〔平成二年規則二三号〕 (火薬庫承継届の添付書類) 第四条 省令第十四条の二の火薬庫承継届には、前所有者の火薬庫譲渡証又は契約書の写しを添付しなければならない。 (営業の廃止届) 第五条 法第十六条の規定による営業の全部又は一部の廃止の届は、営業の一部廃止届(別記第三号様式)により行つものとする。 一部改正〔平成七年規則三四号〕 (譲渡許可証等の継続交付)</p>

改正後	改正前
<p>第六条 省令第三十八条第一項の譲渡許可証の譲受人記載欄又は譲受許可証の譲渡人記載欄に余白がなくなつたときは、別記第四号様式により届け出て、許可証の継続交付を受けることができる。</p> <p>全部改正（平成一七年規則三四号）、一部改正（平成一七年規則三四号）</p> <p>（火薬類所有権取得届）</p>	<p>第六条 省令第三十八条第一項の譲渡許可証の譲受人記載欄又は譲受許可証の譲渡人記載欄に余白がなくなつたときは、別記第四号様式により届け出て、許可証の継続交付を受けることができる。</p> <p>全部改正（平成一七年規則三四号）、一部改正（平成一七年規則三四号）</p> <p>（火薬類所有権取得届）</p>
<p>第七条 省令第八十一条の十四の表第十五号に掲げる届出書は、火薬類所有権取得届（別記第五号様式）とする。</p> <p>一部改正（平成一二年規則二三号・一七年三四号）</p> <p>（火薬類消費許可申請書の添付書類）</p>	<p>第七条 省令第八十一条の十四の表第十五号に掲げる届出書は、火薬類所有権取得届（別記第五号様式）とする。</p> <p>一部改正（平成一二年規則二三号・一七年三四号）</p> <p>（火薬類消費許可申請書の添付書類）</p>
<p>第八条 省令第四十八条第一項の火薬類消費許可申請書には、<b>火薬類消費計画書</b>（別記第六号様式）を添付しなければならない。ただし、実包及び空包を消費する場合を除く。</p> <p>2 省令第四十八条第一項の火薬類消費計画書は、煙火の消費に係るものについては、煙火消費計画書（別記第七号様式）とする。</p> <p>一部改正（平成一七年規則三四号）</p> <p>（火薬類廃棄許可申請書の添付書類）</p>	<p>第八条 省令第四十八条第一項の火薬類消費許可申請書には、<b>消費計画書</b>（別記第六号様式）を添付しなければならない。ただし、実包及び空包を消費する場合を除く。</p> <p>2 省令第四十八条第一項の火薬類消費計画書は、煙火の消費に係るものについては、煙火消費計画書（別記第七号様式）とする。</p> <p>一部改正（平成一七年規則三四号）</p> <p>（火薬類廃棄許可申請書の添付書類）</p>
<p>第九条 省令第六十五条第一項の火薬類廃棄許可申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 <b>火薬類廃棄従業者名簿</b>（別記第八号様式）</p> <p>二 廃棄場所を示す図面</p> <p>一部改正（平成一七年規則三四号）</p> <p>（保安教育計画認可申請）</p>	<p>第九条 省令第六十五条第一項の火薬類廃棄許可申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 <b>廃棄従業者名簿</b>（別記第八号様式）</p> <p>二 廃棄場所を示す図面</p> <p>一部改正（平成一七年規則三四号）</p> <p>（保安教育計画認可申請）</p>
<p>第十条 法第二十九条第一項の規定による保安教育計画の認可の申請は、保安教育計画認可申請書（別記第九号様式）により行つものとする。</p> <p>一部改正（平成一七年規則三四号）</p> <p>（保安教育計画者指定取消申請）</p>	<p>第十条 法第二十九条第一項の規定による保安教育計画の認可の申請は、保安教育計画認可申請書（別記第九号様式）により行つものとする。</p> <p>一部改正（平成一七年規則三四号）</p> <p>（保安教育計画者指定取消申請）</p>
<p>第十一条 省令第六十七条の七第四項の規定による指定取消しの申請は、保安教育計画者指定取消申請書（別記第十号様式）により行つものとする。</p> <p>一部改正（平成一七年規則三四号）</p> <p>（保安責任者等の選任及び解任届）</p>	<p>第十一条 省令第六十七条の七第四項の規定による指定取消しの申請は、保安教育計画者指定取消申請書（別記第十号様式）により行つものとする。</p> <p>一部改正（平成一七年規則三四号）</p> <p>（保安責任者等の選任及び解任届）</p>
<p>第十二条 法第三十条第三項の規定による保安責任者及び副保安責任者並びに法第三十二条第二項の規定による保安責任者の代理者の選任又は解任の届</p>	<p>第十二条 法第三十条第三項の規定による保安責任者及び副保安責任者並びに法第三十二条第二項の規定による保安責任者の代理者の選任又は解任の届</p>

改正後	改正前
<p>は、保安責任者（代理者）選任・解任届（別記第十一号様式）により行つものとする。</p> <p>一部改正（平成一七年規則三四号） （定期自主検査計画届及び報告書）</p>	<p>は、保安責任者（代理者）選任・解任届（別記第十一号様式）により行つものとする。</p> <p>一部改正（平成一七年規則三四号） （定期自主検査計画届及び報告書）</p>
<p>第十三条 法第三十五条の二第二項の規定による定期自主検査計画の決定又は変更の届は、定期自主検査計画（変更）届（別記第十二号様式）により行つものとする。</p>	<p>第十三条 法第三十五条の二第二項の規定による定期自主検査計画の決定又は変更の届は、定期自主検査計画（変更）届（別記第十二号様式）により行つものとする。</p>
<p>2 法第三十五条の二第三項の規定による自主検査が終了した旨の報告は、定期自主検査報告書（別記第十三号様式）により行つものとする。</p> <p>一部改正（平成一七年規則三四号） （安定度試験報告）</p>	<p>2 法第三十五条の二第三項の規定による自主検査が終了した旨の報告は、定期自主検査報告書（別記第十三号様式）により行つものとする。</p> <p>一部改正（平成一七年規則三四号） （安定度試験報告）</p>
<p>第十四条 法第三十六条第一項の規定による報告は、安定度試験報告書（別記第十四号様式）により行つものとする。</p> <p>一部改正（平成一七年規則三四号） （火薬類製造等報告）</p>	<p>第十四条 法第三十六条第一項の規定による報告は、安定度試験報告書（別記第十四号様式）により行つものとする。</p> <p>一部改正（平成一七年規則三四号） （火薬類製造等報告）</p>
<p>第十五条 省令第八十一条の十四の表第一号、第四号、第八号及び第十二号に掲げる報告書は、それぞれ火薬類製造報告書（別記第十五号様式）、火薬類販売報告書（別記第十六号様式）、火薬庫出納報告書（別記第十七号様式）及び火薬類消費報告書（別記第十八号様式）とする。</p> <p>一部改正（平成二年規則三号・一二年一三三号・一七年三四号） （提出書類部数）</p>	<p>第十五条 省令第八十一条の十四の表第一号、第四号、第八号及び第十二号に掲げる報告書は、それぞれ火薬類製造報告書（別記第十五号様式）、火薬類販売報告書（別記第十六号様式）、火薬庫出納報告書（別記第十七号様式）及び火薬類消費報告書（別記第十八号様式）とする。</p> <p>一部改正（平成二年規則三号・一二年一三三号・一七年三四号） （提出書類部数）</p>
<p>第十六条 法、省令及びこの細則の規定により提出する申請書等は、一部とする。ただし、法第五十二条第一項の規定により法第十七条第一項又は、第二十五条第一項の許可について県公安委員会の意見をきく場合に提出する申請書は、三部とする。</p> <p>一部改正（平成一七年規則三四号）</p>	<p>第十六条 法、省令及びこの細則の規定により提出する申請書等は、一部とする。ただし、法第五十二条第一項の規定により法第十七条第一項又は、第二十五条第一項の許可について県公安委員会の意見をきく場合に提出する申請書は、三部とする。</p> <p>一部改正（平成一七年規則三四号）</p>
<p>附 則 この規則は、昭和三十九年七月一日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二年二月二十三日規則第三号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成十二年三月二十四日規則第二十三号）</p>	<p>附 則 この規則は、昭和三十九年七月一日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二年二月二十三日規則第三号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成十二年三月二十四日規則第二十三号）</p>

改正後	改正前
<p>この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成十七年三月十八日規則第三十四号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>別 記</p> <p>第一号様式 （第二条） 一部改正〔昭和53年規則18号・平成2年3号・17年34号〕</p> <p>第二号様式 （第三条） 一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号〕</p> <p>第三号様式 （第五条） 一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号〕</p> <p>第四号様式 （第六条） 追加〔平成17年規則34号〕</p> <p>第五号様式 （第七条） 一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号〕</p> <p>第六号様式 （第八条第一項） 一部改正〔平成17年規則34号〕</p> <p>第七号様式 （第八条第二項） 一部改正〔平成17年規則34号〕</p> <p>第八号様式 （第九条） 一部改正〔平成17年規則34号〕</p>	<p>この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成十七年三月十八日規則第三十四号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>別 記</p> <p>第一号様式 （第二条） 一部改正〔昭和53年規則18号・平成2年3号・17年34号〕</p> <p>第二号様式 （第三条） 一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号〕</p> <p>第三号様式 （第五条） 一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号〕</p> <p>第四号様式 （第六条） 追加〔平成17年規則34号〕</p> <p>第五号様式 （第七条） 一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号〕</p> <p>第六号様式 （第八条第一項） 一部改正〔平成17年規則34号〕</p> <p>第七号様式 （第八条第二項） 一部改正〔平成17年規則34号〕</p> <p>第八号様式 （第九条） 一部改正〔平成17年規則34号〕</p>

改正後	改正前
<p>第九号様式 (第十条) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成17年34号〕</p>	<p>第九号様式 (第十条) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成17年34号〕</p>
<p>第十号様式 (第十一条) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号〕</p>	<p>第十号様式 (第十一条) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号〕</p>
<p>第十一号様式 (第十二条) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号〕</p>	<p>第十一号様式 (第十二条) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号〕</p>
<p>第十二号様式 (第十三条第一項) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号〕</p>	<p>第十二号様式 (第十三条第一項) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号〕</p>
<p>第十三号様式 (第十三条第二項) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号〕</p>	<p>第十三号様式 (第十三条第二項) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号〕</p>
<p>第十四号様式 (第十四条) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号〕</p>	<p>第十四号様式 (第十四条) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号〕</p>
<p>第十五号様式 (第十五条) 全部改正〔平成12年規則23号〕、一部改正〔平成17年規則34号〕</p>	<p>第十五号様式 (第十五条) 全部改正〔平成12年規則23号〕、一部改正〔平成17年規則34号〕</p>
<p>第十六号様式 (第十五条) 全部改正〔平成12年規則23号〕、一部改正〔平成17年規則34号〕</p>	<p>第十六号様式 (第十五条) 全部改正〔平成12年規則23号〕、一部改正〔平成17年規則34号〕</p>
<p>第十七号様式 (第十五条) 全部改正〔平成12年規則23号〕、一部改正〔平成17年規則34号〕</p>	<p>第十七号様式 (第十五条) 全部改正〔平成12年規則23号〕、一部改正〔平成17年規則34号〕</p>
<p>第十八号様式 (第十五条) 全部改正〔平成12年規則23号〕、一部改正〔平成17年規則34号〕</p>	<p>第十八号様式 (第十五条) 全部改正〔平成12年規則23号〕、一部改正〔平成17年規則34号〕</p>